

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る有機農業の取組における 支援対象作物の判定結果について

徳島県農林水産部みどり戦略推進課

環境保全型農業直接支払交付金の対象活動のうち「有機農業」の取組に関して、環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1の(5)のイに基づく、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物かどうかの判定結果については、以下のとおりです。

令和8年3月現在

作物名	通常の営農管理における 使用状況		有機農業の 取組支援対象 の判定	判定根拠
	化学肥料	化学合成農薬		
アスパラガス	使用	使用	可	他県慣行レベル
からしな	使用	使用	可	他県慣行レベル
たかな	使用	使用	可	他県慣行レベル
ニラ	使用	使用	可	他県慣行レベル
マクワウリ	使用	使用	可	他県慣行レベル
モロヘイヤ	使用	使用	可	他県慣行レベル
わさびだいこん	使用	使用	可	他県慣行レベル